

ESP コード改正に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IMO 総会決議 A.1049(27) (2011 ESP コード) には、ばら積貨物船及びタンカーに対する強化検査プログラム (Enhanced Survey Programme) に関する要件が規定されており、本会の鋼船規則 B 編に取り入れられている。

同決議には、バラストタンクに対する塗装状態の基準が規定されており、塗装状態が基準値を下回る場合には毎年の内部検査が要求されている。

これまで、ばら積貨物船とタンカーでは異なる基準が適用されていたが、M/V STELLAR DAISY の事故を契機にばら積貨物船に対してもタンカーと同等の基準を適用すべきとの機運が高まり、IMO は、2022 年 11 月に開催された第 106 回海上安全委員会 (MSC106) において、ばら積貨物船のバラストタンクに対する塗装基準を改めると共にその他規則の運用を明確化すべく、ESP コードの改正を行い、決議 MSC.525(106)として採択した。

IACS においても決議 MSC.525(106)に対応すべく関連する IACS 統一規則の見直しが行われ、2023 年 3 月に IACS 統一規則 Z10 シリーズの改正が行われた。

今般、IACS 統一規則 UR Z10.1(Rev.25), Z10.2(Rev.37), Z10.4(Rev.18) 及び Z10.5(Rev.20)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ばら積貨物船における毎年のバラストタンクの内検が要求される塗装基準をこれまでの「不良」から「優良未満 (良好又は不良)」に改める。
- (2) 船齢 20 年を超える船の長さが 150 m 以上の二重船側のばら積貨物船の二重船側構造のうち、貨物倉に隣接する空所に対して、塗装状態が「不良」の場合に毎年の内検が要求されるよう基準を規定する。
- (3) 油タンカーの定義から、アスファルトタンカー等の独立タンクを有する船舶を除くよう改める。
- (4) 貨物タンクの圧力検査を内部検査又は精密検査より前に実施するよう明記する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

1 章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語*

(11)及び(12)を次のように改める。

- (11) 「油タンカー」とは、船体構造の一部を構成する一体型貨物タンクによる油のばら積み運送のために建造又は改造した貨物船をいい、 鉱石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー及びばら積みの油を貨物又は貨物の一部として積載している場合における危険化学品ばら積船を含む。ただし、アスファルトタンカーのような船体構造の一部を構成しない独立型貨物タンクによる油のばら積み運送のために建造又は改造した船舶を除く。
- (12) 「ダブルハル油タンカー」とは、油タンカーのうち、貨物エリアの全長にわたって、船体構造の一部を構成する一体型貨物タンクを保護するための二重底及び二重船側構造を有する油タンカーをいい、 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.4 の規定に適合していない現存二重船殻構造油タンカーを含む。

3章 年次検査

3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査

3.2.4 区画及びタンクの内部検査*

表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
(省略)	
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。
2 バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える船舶について, 前回の定期検査又は中間検査の検査結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	(1) 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶の任意に選定された 2 個の貨物倉について行う。 (2) 建造後 15 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。
4 二重船側構造における空所	(1) 建造後 20 年を超える船の長さが 150 m 以上のばら積貨物船について, 前回の定期検査又は中間検査の結果から, 年次毎の内部検査が要求されている空所について行う。
(省略)	

3.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B3.6 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
(省略)	
<u>二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件</u>	
1 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.4 又は表 B3.5 に規定する、二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する内部検査又は精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	
<u>二重船側構造ばら積貨物船に対する要件</u>	
1 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える二重船側構造ばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 二重船側構造における空所	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 20 年を超える船の長さが 150m 以上の二重船側構造ばら積貨物船の二重船側構造における空所に対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.5 に規定する、二重船側構造ばら積貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
(省略)	

4章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.4 区画及びタンクの内部検査*

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
(省略)	
ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。
2 バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超え 10 年以下のばら積貨物船では、代表的なバラストタンク及びバラスト兼貨物倉について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 (2) 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 (3) 二重底である場合を除き、塗装の状態が 不良であり 優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	(1) 建造後 5 年を超えるばら積貨物船について、すべての貨物倉について行う。
(省略)	

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.4 区画及びタンク等の内部検査*

-4.を-5.に改め、-4.として次の1項を加える。

-1. 定期検査では、次の(1)から(7)に特に注意して、当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艙装品の現状を詳細に検査する。

- (1) 原木、塩、石炭、硫化鉍等の鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉の構造、配管、倉口蓋等の腐食の進み易い部分
- (2) ボイラの下部や加熱等により高温に曝される部材等の腐食の進み易い部分
- (3) 倉口等の甲板開口のすみ部の甲板、丸窓の部分の外板等の構造の不連続部
- (4) 塗装又は防食措置が施されているタンクにあっては、塗装又は防食措置の状態
- (5) 各測深管の下部で、測深棒の衝撃を受ける箇所に取り付けられた鋼板の状態
- (6) セメント、被覆材の施された部分では、その付着状態
- (7) 類似船又は類似構造に損傷の発生した部分

-2. 定期検査では、-1.に留意して、表 B5.1 に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラスタングの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であつて、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。

-4. ばら積貨物船の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.3 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。

-45. 第3回定期検査及びそれ以降の定期検査では、-1.から-3.によるほか、船殻構造と一体となる強制浸水ダクト及び通風トランクについて内部検査を行う。

表 B5.3 として次の表を加える。

表 B5.3 ばら積貨物船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
<u>二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件</u>		
1 すべての定期検査	-1. バラストタンク	(1) 次の(a)又は(b)に該当するバラストタンク（二重底タンクを除く）は内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク
<u>二重船側構造ばら積貨物船に対する要件</u>		
1 すべての定期検査	-1. バラストタンク	(1) 次の(a)又は(b)に該当するバラストタンク（二重底タンクを除く）は内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク
	-2. 二重船側構造における空所	(1) 建造後 20 年を超える長さが 150 m 以上のばら積貨物船の二重船側構造の貨物倉に隣接する空所のうち、次の(a)又は(b)に該当する空所は内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていない空所 (b) 建造当時より塗装が省略されている空所

5.2.7 圧力試験*

-3.を次のように改める。

-3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に表 **B5.23-1** に掲げるタンクの圧力試験を行う。なお、貨物タンクの圧力試験については、船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに圧力試験が行われ、次の**(1)**及び**(56)**を満たす場合且つ検査員が差し支えないと認めるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに圧力試験を行う場合の指針を附属書 5.2.7「船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針」に示す。また、ダブルハル油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）にあつては、水密区画であつて液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。

- (1) 圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書（漲水するタンク及びその漲水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む）が、本会の確認を受けている。
- (2) 内部検査又は精密検査の前に圧力試験を実施する。
- (3) 圧力試験を実施する時期が、定期検査の期間内であつて、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前 3 ヶ月以内である。
- ~~(24) 圧力試験が問題なく実施され、タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がない。~~
- ~~(3) 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であつて、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前 3 ヶ月以内である。~~
- ~~(45) 試験結果をログブックに記録する。~~
- ~~(56) 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認する。~~